(八)　議長は、必要があると認めるときは、国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長であって議員（(一)の(1)から(11)までに掲げる者をいう。以下同じ。）でないものを、議案を限って、臨時に協議の場に参加させることができるものとした。

(九)　副議長は、必要があると認めるときは、議長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長であって議員でないものを、議案を限って、臨時に協議の場に参加させるよう求めることができるものとした。

(十)　内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができるものとした。（第二条関係）

3　協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとした。

(1)　国と地方公共団体との役割分担に関する事項

(2)　地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項

(3)　経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの（第三条関係）

4　招集等

(一)　内閣総理大臣は、毎年度、議長が協議の場に諮って定める回数、協議の場を招集するものとした。ただし、内閣総理大臣は、協議の必要があると認めるときは、臨時に協議の場を招集することができるものとした。

(二)　(一)の協議の場の招集は、協議すべき具体的事項を示してしなければならないものとした。

(三)　議員は、3に規定する事項について協議する必要があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、協議すべき具体的事項を示して、協議の場の招集を求めることができるものとした。（第四条関係）

5　分科会

(一)　議長は、協議の場における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができるものとした。

(二)　議員（議長である議員を除く。）は、協議の場における協議に資するため必要があると思料するときは、議長に対し、(一)の分科会の開催を求めることができるものとした。（第五条関係）

6　国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の場における協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならないものとした。（第七条関係）

7　協議の結果の尊重

協議の場において協議が調った事項については、議員及び2の(八)の規定により協議の場に参加した者は、その協議の結果を尊重しなければならないものとした。（第八条関係）

8　附則

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法（法律第三九号）（財務省）

1　総則等

(一)　目次

株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　株式の政府保有

政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこととした。（第三条関係）

(三)　役員及び職員

会社の役員等の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととするほか、役員等の欠格条項、兼職禁止及び秘密保持義務等について所要の規定を整備することとした。（第六条～第一〇条関係）

2　業務

会社の行う業務について定めることとし、その一部を委託できることとした。（第一一条～第一四条関係）

3　財務及び会計

(一)　予算

会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、国会の議決を経なければならないこととした。（第一六条及び第一九条関係）

(二)　決算

会社は、毎事業年度の決算報告書を作成し、会計検査院の検査を経て、国会に提出しなければならないこととした。（第二七条～第二九条関係）

(三)　予算の繰越し

会社は、年度内に支払の原因となる行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を終わらなかった支出金に係る支出予算は、財務大臣の承認を受けて、翌年度に繰り越して使用することができることとした。（第三〇条関係）

(四)　国庫納付

会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととした。（第三一条関係）

(五)　借入金、社債の発行等

政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができ、また、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務について、保証契約をすることができることとした。（第三二条及び第三五条関係）

4　雑則等

(一)　監督等

財務大臣は、この法律の定めるところに従い会社を監督するものとした。また、財務大臣は立入検査を行う権限の一部を内閣総理大臣等に委任することができることとした。（第三八条～第四〇条関係）

(二)　合併、会社分割等

会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受並びに会社の解散については、別に法律で定めることとした。（第四二条関係）

(三)　罰則

会社の役職員について所要の罰則を整備することとした。（第四四条～第四七条関係）

5　附則

(一)　権利及び義務の承継等

平成二四年四月一日に会社を設立すること、権利及び義務の承継に関すること等について必要な事項を定めることとした。（附則第二条～附則第一八条及び附則第二〇条関係）

(二)　公庫の業務の特例

株式会社日本政策金融公庫は、会社がその成立の時において業務を円滑に開始するため、会社の成立までの間、会社の業務の一部を行うことができることとした。（附則第一九条関係）

(三)　株式会社日本政策金融公庫法等の改正

株式会社日本政策金融公庫法等を改正するとともに、これに伴う所要の経過措置を整備することとした。（附則第二二条～附則第五一条関係）

(四)　政府は、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずることとした。（附則第五二条関係）

(五)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（内閣府本府）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、政策統括官の職務につき所要の整備を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。
